

特定事業主行動計画(平成28年度～32年度) 平成30年度実施状況一覧表

計 画 内 容	実 施 状 況
<p>1. 職員の勤務環境に関するもの</p> <p>(1)妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>① 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。</p> <p>② 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。</p> <p>③ 妊娠中の職員に対しての超過勤務は、本人の体調に支障を生じると思われる場合は、命じないこととする。</p> <p>(2)子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進</p> <p>① 父親が子どもの出生時に休暇を取得しやすい環境づくりとして、職場の中での必要に応じた応援体制づくりに努める。</p> <p>② 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。</p> <p>(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等</p> <p>ア 育児休業及び部分休業制度等の周知</p> <p>① 育児休業等に関する制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。</p> <p>② 育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。</p>	<p>群馬県市町村共済組合による短期給付事業による出産費等の支給など、これらの事業が紹介されている共済組合のホームページの周知につとめた。</p> <p>重い物の運搬、移動等はさせない等の配慮 時間外及び深夜勤務はさせない等の配慮</p> <p>希望があるないに関わらず、原則命じない</p> <p>片品村職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条に制度として明記されている。</p> <p>片品村の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条に制度として明記されている。</p> <p>平成30年度実績 配偶者出産休暇(2日)の取得者 2名 育児参加休暇特別休暇(5日)の取得者 1名</p> <p>制度としては周知されている。 片品村職員の育児休業等に関する条例に制度として明記されている。</p> <p>平成30年度実績 女性職員の育児休業取得者 3名 男性職員の育児休業取得者 0名</p> <p>電話もしくは面談を実施。</p>

計 画 内 容	実 施 状 況
<p>イ 育児休業等経験者に関する情報提供</p> <p>① 3歳未満の子を養育する男性職員を対象とした「父親学級」に参加を促す。</p> <p>ウ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気の醸成</p> <p>① 育児休業の取得の申出があった場合、当該所属において業務分担の見直しを行う。</p> <p>② 課長会議等の場において、育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。</p> <p>エ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援</p> <p>① 育児休業中の職員に対して、休業期間中の職務に関連する情報を定期的に提供する。</p> <p>② 育児休業から復職した職員は、業務に慣れるのに時間がかかるうえ、子どもの急病等に対応しなければならないなど、仕事と子育ての両立のため大切な時期であることから、業務分担などについてよく検討し職場全体でサポートする。</p> <p>オ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用</p> <p>○ 所属内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。</p>	<p>保健福祉課を通じて育児教室の周知を行う。</p> <p>休暇に入る者が自分の受け持つ業務の事務引き継ぎ書等を作成する。</p> <p>取得者の増加により、意識改革は出来つつある。</p> <p>電話もしくは、郵送の通知にて実施</p> <p>円滑な職務復帰のため説明を実施</p> <p>取得者がいる場合は、代替要員は確保している。</p>
<p>(4)超過勤務の縮減</p>	
<p>ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知徹底を図る。</p> <p>イ 一斉定時退庁日等の実施</p> <p>① 定時退庁日を設定し、電子メール等による注意喚起を図るとともに、課長による定時退庁の率先垂範を行う。</p> <p>② 所属長の指導による定時退庁の実施徹底を図る。</p>	<p>希望があるないに関わらず、原則命じない</p> <p>現在、行われていない。</p> <p>現在、行われていない。</p>

計 画 内 容	実 施 状 況
<p>③ 定時退庁ができない職員が多い部署を総務課長が把握し、当該課の課長への指導の徹底を図る。</p> <p>ウ 事務の簡素合理化の推進</p> <p>① 各職員の効率的な事務遂行を図る。</p> <p>② 新たに事業等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。</p> <p>③ 連絡事務については、極力電子メール、電子掲示板を活用する。</p> <p>④ 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。</p> <p>⑤ 超過勤務の縮減のための意識啓発等を図る。</p> <p>⑥ 各所属長は、所属ごとの超過勤務の状況を調査し、超過勤務の多い職員に対し、ヒアリングを行うなど、効率的な課の運営に努める。</p> <p>◎各職員の1年間の超過勤務時間数については、上限目安時間 360時間以内に努める。(超過勤務の縮減に関する指針H11.1.20付職-15)</p>	<p>時間外勤務カードの提出により、人事担当課での期間外勤務状況は把握している。</p> <p>片品村行政改革大綱によりマニュアル化されている。</p> <p>新たに事業等を実施する場合には、月2回の課長会議に諮り検討している。</p> <p>周知手段として、おおいに活用している。</p> <p>片品村行政改革大綱によりマニュアル化。</p> <p>現在、行われていない。</p> <p>時間外勤務カードの提出により、各所属長及び人事担当課での期間外勤務状況を把握している。</p> <p>1年間の超過勤務時間が360時間を超える職員はいない。</p>
<p>(5)休暇取得の促進</p> <p>ア 年次有給休暇の取得の促進</p> <p>① 職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を作る。</p> <p>② 課長会議等の場において、年次有給休暇に関する意識改革を行うなど、有給休暇の取得促進を図る。</p> <p>③ 所属長に対して、部下の年次有給休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次有給休暇の取得を指導させる。</p>	<p>平均取得日数から見れば計画的に取得されていると考えられる。 平成30年度有給休暇の平均取得日数 13.0日 (消化率 34.0%)</p> <p>平均取得日数から見れば計画的に取得されていると考えられる。</p> <p>状況に応じて指導している。</p>

計 画 内 容	実 施 状 況
<p>④ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。</p> <p>⑤ 子どもの予防接種等実施日や授業参観日等における、年次休暇の取得促進を図る。</p> <p>イ 連続休暇等の取得の促進</p> <p>① 月・金と休日を組み合わせた年次休暇の取得促進を図る。</p> <p>② 国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。</p> <p>ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進</p> <p>○ 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図る。</p>	<p>各職場においては、週1回の課内朝礼を実施し各係相互間の協力体制の確立に努めている。</p> <p>有給休暇を積極的に取得できるよう協力体制を整えている。</p> <p>すでにこのような取得方法を利用し、長期旅行等に行く職員も見られ、目標は達成されていると解する。</p> <p>すでにこのような取得方法を利用し、長期旅行等に行く職員も見られ、目標は達成されていると解する。</p> <p>片品村の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条に制度として明記されている。</p> <p>平成30年度実績 子どもの看護休暇取得者 3名</p>
<p>(6)職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組み</p> <p>① 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識の是正を進める。また庁内公開羅針盤を活用し特定事業主行動計画の周知を行うなど、制度の趣旨や内容について意識啓発を進める。</p>	<p>片品村職員の懲戒処分の指針でも、セクシャルハラスメントは、規定されている。</p>
<p>(7)人事評価への反映</p> <p>仕事と生活の調和の推進に資する行動は、人事評価に於いて適切に評価していく。</p>	<p>評価者への研修会の実施するなど、公平かつ適切な人事評価への反映を進めている。</p>
<p>2. その他の次世代育成支援対策に関する事項</p>	
<p>(1) 子ども、子育てに関する地域貢献活動</p> <p>① 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施する。</p>	<p>専門知識を生かすわけではいが、職員は家庭や地域の教育力の向上と子どもや若者の自立支援のため次の事業である放課後子ども教室事業や子ども会育成事業に参加し指導に当たっている。</p>

計 画 内 容	実 施 状 況
<p>② 子供を安全な環境で安心して育てることが出来るよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止活動等への職員の積極的な参加を支援する。</p> <p>(2) 子どもとふれあう機会の充実</p> <p>○ 運動会等の各種イベントやレクレーション活動への職員の積極的な参加を促し、子どもを含めた家族全員が参加できるように支援する。</p> <p>(3) 学習機会の提供等による家庭の教育力向上</p> <p>○ 職員に対し、家庭教育に関する講座・講演会等の実施や情報の提供を行う。</p>	<p>子ども子育て会議に職員も参加している。</p> <p>PTAが通学、通園時に実施した交通当番や挨拶当番に職員も参加している。</p> <p>職員は以前から学校、保育所行事、育成会行事、スポーツ少年団行事等に参加している。</p> <p>教育委員会を通じて家庭教育に関する講座・講演会等の実施について周知されている。</p>